

法 学 号 外
平成 29 年 1 月 16 日

各 私 立 高 等 学 校 長
高 等 過 程 を 置 く 各 私 立 専 修 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

独立行政法人日本学生支援機構が実施する平成 29 年度以降の大学等奨学金
事業について
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成29年1月6日

各都道府県知事部局
各都道府県教育委員会
附属高等学校を置く各国立大学法人 御中
各公私立高等専門学校
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体

文部科学省高等教育局学生・留学生課

独立行政法人日本学生支援機構が実施する平成29年度以降の
大学等奨学金事業について

平成29年度以降の大学等奨学金事業については、本日、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）より、別添1のとおり高等学校等に対して事務連絡を発出しています。

文部科学省及び機関においては、これまでも奨学金事業の充実に努めてきたところですが、「二ッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）及び「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）に基づき、機関が実施する大学等奨学金事業において、①給付型奨学金制度の導入、②低所得世帯の生徒に係る成績基準の実質的撤廃、③所得連動返還型奨学金制度の導入にかかる経費が平成29年度予算政府案に盛り込まれました。

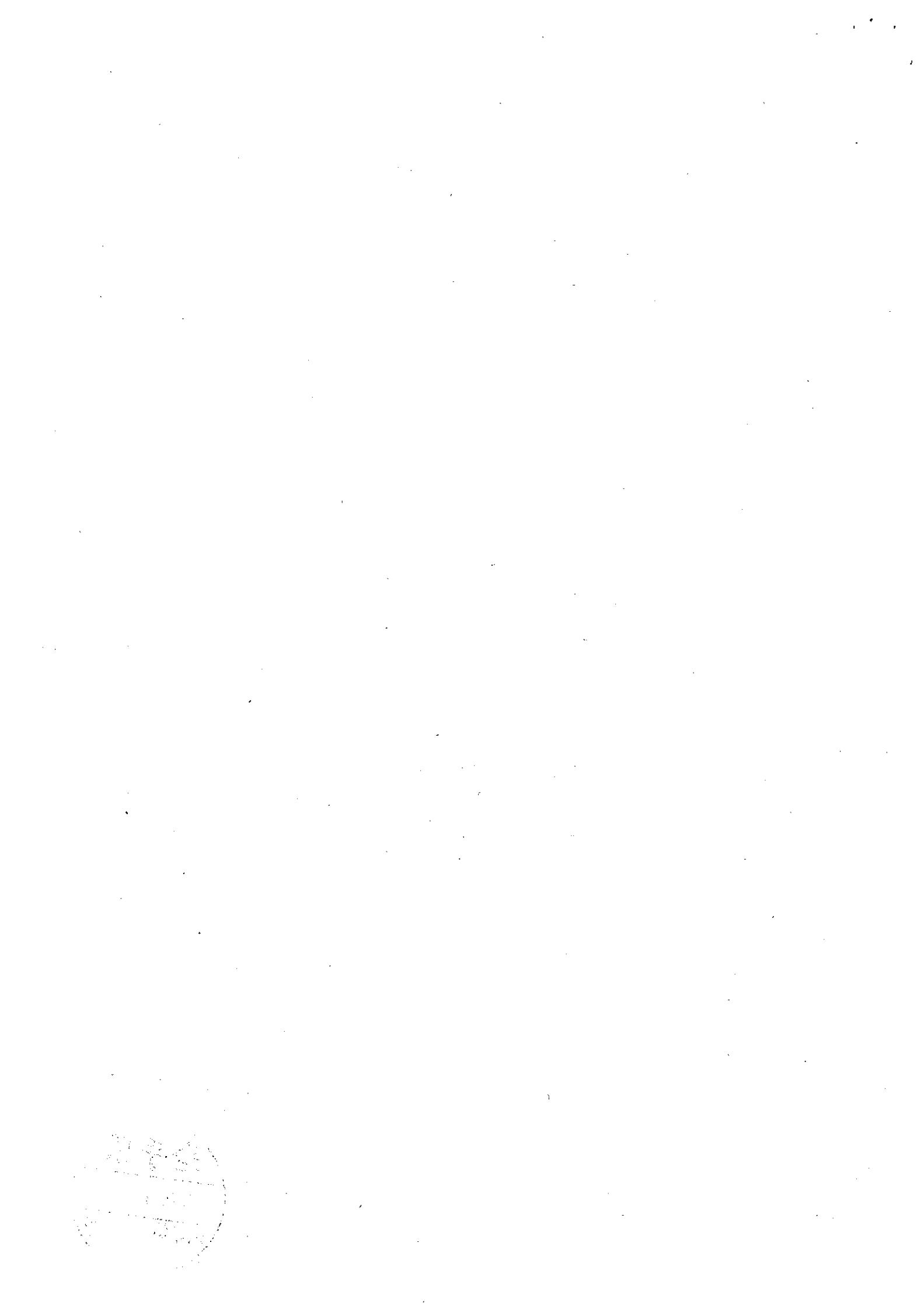
また、これらの政策パッケージを「高等教育進学サポートプラン」として作成し、平成28年1月22日に公表の上、文部科学省ウェブサイトに掲載しました。（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/1380888.htm）

これらの制度の実施は、平成29年度予算及び改正法令の成立が前提となります。予算政府案に盛り込まれた制度内容について、機関からの事務連絡（別添1）及び上記サポートプラン（別添2）を御確認の上、遺漏のないよう周知願います。

都道府県知事部局におかれでは、所管又は所轄の高等学校及び高等課程を置く専修学校に対して、都道府県教育委員会におかれでは、域内の市町村教育委員会並びに所管又は所轄の高等学校及び高等課程を置く専修学校に対して、附属高等学校を置く国立大学法人におかれでは、管下の附属高等学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれでは、所轄の学校に対して周知願います。

〔 本件連絡先：高等教育局 学生・留学生課 奨学事業係
TEL：03-5253-4111（内線：2521）〕





事務連絡
平成29年1月6日

各 高等学校
中等教育学校
特別支援学校
高等課程を置く専修学校
御中

独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部奨学事業戦略課

平成29年度以降の奨学金事業新制度のお知らせについて

本機構奨学金事業につきましては、平素格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。さて、本機構では、これまで制度の拡充や周知等に努めてまいりましたが、このたび、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）に基づく、平成29年度予算政府案の重点事項として、大学等への進学者に対する奨学金制度の抜本的な拡充が図られることとなりました。この制度の拡充は、特に、経済的な理由により進学が困難な状況にある者の進学を一層後押しするために実施するものです。

具体的には、別添のとおり、「給付型奨学金の創設」、「第一種奨学金の拡充（低所得世帯の生徒についての成績基準の実質的撤廃等）」、「新所得連動返還型奨学金制度の導入」により制度を拡充することが平成29年度予算政府案に盛り込まれています。制度の実施は今後の予算政府案および改正法令の国会での成立が前提となりますが、現在、制度の詳細、事務手続き等についての検討を行っているところであり、内容につきましては、順次お知らせいたしてまいります。

特に給付型奨学金については、平成29年度進学者から一部先行して実施することを予定しています。この申込みについては、大学等への進学後となる予定ですが、別添（日本学生支援機構奨学金 新制度のお知らせ（平成29年度進学者向け①））を参照の上、給付対象となることが見込まれる生徒及びその保護者に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、第一種奨学金については、先般、第2回の募集に併せて、追加で採用候補者を推薦いただいたところです。これは、低所得世帯の生徒についての成績基準を実質的に撤廃し、必要とするすべての生徒が第一種奨学金を利用できるよう基準を変更したことに併せて推薦いただいたものです。現在、送付いただいた採用候補者関連書類の確認・審査を行っているところで、2月下旬に審査・選考結果（採用候補者決定通知等）を各学校に送付する予定です。また、平成29年度予算政府案には、第一種奨学金の貸与基準を満たしていないにもかかわらず貸与を受けられていない者（残存適格者）を解消するための予算が盛り込まれています。

各学校及びご担当者様には、日頃のご協力に改めて感謝申し上げますとともに、本機構の奨学金事業につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与部 学資貸与第一課 予約採用係

TEL : 03-6743-6037 FAX:03-6743-6670

事務連絡
平成29年1月6日

各 高等専門学校 御中

独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部奨学事業戦略課

平成29年度以降の奨学金事業新制度のお知らせについて

本機構奨学金事業につきましては、平素格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。さて、本機構では、これまでも制度の拡充や周知等に努めてまいりましたが、このたび、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）に基づく、平成29年度予算政府案の重点事項として、大学等への進学者に対する奨学金制度の抜本的な拡充が図られることとなりました。この制度の拡充は、特に、経済的な理由により進学が困難な状況にある者の進学を一層後押しするために実施するものです。

具体的には、別添のとおり、「給付型奨学金の創設」、「第一種奨学金の拡充（低所得世帯の生徒についての成績基準の実質的撤廃等）」、「新所得連動返還型奨学金制度の導入」により制度を拡充することが平成29年度予算政府案に盛り込まれています。制度の実施は今後の予算政府案および改正法令の国会での成立が前提となりますが、現在、制度の詳細、事務手続き等についての検討を行っているところであり、内容につきましては、順次お知らせいたしてまいります。

特に給付型奨学金については、高等専門学校3年生から4年生への進級及び高等専門学校3年生から大学・短期大学・専修学校専門課程への進学についても、給付型奨学金の対象とすることとし、平成29年度進学者から一部先行して実施することを予定しています。この申込みについては、4年生への進級後又は大学等への進学後となる予定ですが、別添（日本学生支援機構奨学金 新制度のお知らせ（平成29年度進学者向け①））を参照の上、給付対象となることが見込まれる生徒及びその保護者に対して周知いただくようお願いいたします。

各学校及びご担当者様には、日頃のご協力に改めて感謝申し上げますとともに、本機構の奨学金事業につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与部 学資貸与第一課 採用係
TEL : 03-6743-6035 FAX : 03-6743-6669

事務連絡
平成29年1月6日

大 学
各 短 期 大 学 奨学金事務担当者 殿
専門課程を置く専修学校

独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部奨学事業戦略課

平成29年度以降の奨学金事業新制度のお知らせについて

本機構奨学金事業につきましては、平素格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。さて、本機構では、これまで制度の拡充や周知等に努めてまいりましたが、このたび、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）に基づく、平成29年度予算政府案の重点事項として、大学等への進学者に対する奨学金制度の抜本的な拡充が図られることとなりました。この制度の拡充は、特に、経済的な理由により進学が困難な状況にある者の進学を一層後押しするために実施するものです。

具体的には、別添のとおり、「給付型奨学金の創設」、「第一種奨学金の拡充（低所得世帯の生徒についての成績基準の実質的撤廃等）」、「新所得連動返還型奨学金制度の導入」により制度を拡充することが平成29年度予算政府案に盛り込まれています。制度の実施は今後の予算政府案および改正法令の国会での成立が前提となりますが、現在、制度の詳細、事務手続き等についての検討を行っているところであり、内容につきましては、順次お知らせいたしてまいります。

特に給付型奨学金については、平成29年度進学者から一部先行して実施することとし、この申込みについては、大学等への進学後となることを予定しています（日本学生支援機構奨学金 新制度のお知らせ（平成29年度進学者向け①））。

各学校及びご担当者様には、日頃のご協力に改めて感謝申し上げますとともに、本機構の奨学金事業につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与部 学資貸与第一課 採用係
TEL : 03-6743-6035 FAX : 03-6743-6669

別添資料について

今回の事務連絡では、以下の別添資料もご参照いただくようお願いします。

なお、別添資料は、奨学金事務担当者ホームページに掲載してご案内しています。

URL : http://www.jasso.go.jp/shogaku_tantosha/daigaku/index.html

1. 学校担当者用（資料右下に「学校担当者用」と記載のもの）

- ・日本学生支援機構 新制度のお知らせ
- ・平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するQ&A

2. 生徒用（資料右下に「生徒配付用」と記載のもの）

- ・平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するお知らせ

※平成29年度予算及び改正法令の成立が前提となります

① 給付型奨学金（新規）【平成29年度先行実施制度案】

○ 概要・目的

経済的に困難な状況にある低所得世帯の生徒に対して、大学等への進学を後押しすることを目的とし、**返還の必要のない給付型奨学金を支給するもの。**

1. 対象

- 平成29年度に大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校（以下「大学等」という）に進学する者の中、以下のいずれかに該当する者
 - (1) 家計支持者（父母、父母がない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税である者であって、平成29年度から私立の大学等に自宅外から通学する者（「私立・自宅外生」）のうち、高等学校等在学時に各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を修めている者
 - (2) 平成29年度から大学等に進学する社会的養護が必要な者（児童養護施設退所者等）のうち、学力・資質が以下のいずれかに該当するとして、高等学校等の学校長から推薦を受けられる者（進学先是私立のみならず、国公立であっても給付対象となる）

- ①特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
- ②大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

2. 給付金額(月額)

- 4万円

- 児童養護施設退所者等は、入学金相当額として24万円を追加給付

※社会的養護が必要な者で、国公立に通う場合の給付月額は3万円（国立で授業料免除を受けた場合は減額となる予定）

※毎年度、学業の状況を確認したうえで給付を確定

学校担当者用

② 低所得世帯の生徒に係る第一種奨学金の成績基準の実質的撤廃（新規）

【平成29年度進学者から実施】

O.趣旨・目的

大学等への進学の發揮を目的として、低所得世帯の生徒について、評定平均額3.5以上の要件を実質的に撤廃するもの。必要とする全ての生徒が第一種奨学金を利用可能とする。

1. 対象

○ 平成29年度以降に大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に進学する高校3年生等

※ 高等専門学校は中学校から高等学校1年次に進学する者を含む

2. 貸与金額(月額)

○ 通常の第一種奨学金と同じ

進学先の学校種別、通学形態により異なる

3. 基準

○ 以下の(1)及び(2)のいずれにも該当する者

(1) 家計支障者(父母、父母がない場合は代わって家計を支えている人)が住民登録がある者

(2) 学力・資質が以下のいずれかに該当するとして、学校長から推薦を受けられる者

- ① 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
② 大学等における意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

4. その他

○ 「基準」以外は、全て通常の第一種奨学金と同じ

※ 平成29年度「在学採用」における実施方法については検討中

③ 新所得連動返還型奨学金制度（新規）【平成29年度新規奨学金制度】

- 趣旨・目的
所得に連動して月々の返還額が決定される返還方式。所得が低い時期でも、所得に応じて無理なく返還することが可能となる。

1. 奨学金の種類・対象

- 第一種奨学金【貸与】
○ 平成29年度以降に大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専門学校において、新たに第一種奨学金の貸与を受ける者

2. 新制度の特徴

- 保証制度：機関保証

- ※ 毎月振り込まれる奨学金から一定額を保証料として支払い
- 返還方式：定額返還方式か新所得連動方式を選択。貸与中であれば、返還方式の変更が可能
※ 人的保証を選択していて、定額返還方式→新所得連動返還方式へ変更する場合は、機関保証へ変更するために保証料を一括で支払うことが必要。

- 減額返還制度：利用不可
- 返還猶予制度：利用可能

3. 返還イメージ

- 現行制度

年収にかかわらず
返還月額は一定

年収に
返還月額

</div

【参考】平成30年度以降の進学者に対する給付型奨学金

※改正法令の成立が前提となります

1. 対象
○大学・短期大学・高等専門学校（4年次）・専門学校に進学する高校3年生等

2. 給付金額（月額）

- 給付月額は右表の通り
- 児童養護施設退所者等は、入学会金相当額として24万円を追加給付
- ※国立て授業料減免を受けた場合は給付月額が減額となる予定
- ※毎年度、学業の状況を確認した上で給付を確定

区分	給付金額（月額）
国公立・自宅	2万円
国公立・自宅外	私立・自宅
私立・自宅外	4万円

3. 基準

- 機構から提示するガイドラインに沿って各高校等が定める推薦基準に基づき、高校等の校長が候補者を機構に推薦※各高等学校等が定める推薦基準については、公平性・透明性を確保し、選考に当たつて保護者等への説明を行うことが望ましい
- 家計基準（父母、父母がない場合は代わつて家計を支えている人）が住民税非課税である者
 - 学力・資質基準 ※詳細は制度成立後、機構から提示するガイドラインを参照
 - ①又は②を満たす者
 - ①教科の学習で各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を修めていること
 - ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科の学習で各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を修めていること
 - ※推薦に当たつては、進学後の意欲や目的、進学後の人生設計に関するレポート等を評価
 - ※高校生活全体の中で課題を克服した経験などの生徒の成長過程にも着目
 - ※社会的養護を必要とする生徒については特段の配慮
 - ※社会的養護が以下のいずれかに該当するとして、高等学校等の校長から推薦を受けられる者については給付対象とする
 - 学力・資質が以下のいずれかに該当するとして、高等学校等の校長から推薦を受けられる者については給付対象とする
 - 1. 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
 - 2. 大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

4. 学校推薦の割り振り方法

- 各学校に1人を割り振った上で、残りの枠数を各学校の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するお知らせ

平成29年1月6日
独立行政法人日本学生支援機構

日本学生支援機構が新たに実施する給付型奨学金については、平成29年度に大学・短大・高等専門学校・専門学校に進学する方のうち、以下の方を対象に給付を開始する予定です。新しい制度の詳細については、関係する予算及び法令の成立後、進学先の大学等を通じてお知らせする予定ですが、現在の予算案の制度内容は以下の通りとなっていますので、進路決定に当たっての参考としてください。

対象となる方

(1) 住民税非課税世帯の生徒

保護者（父母、父母がない場合は代わって家計を支えている人）の両方が住民税非課税の世帯の生徒（現在高校生等奨学給付金を受給している方は対象）で、以下の基準に該当する方

- ①平成29年度に私立の大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校に進学し、自宅外からの通学となる場合
- ②学力・資質基準：各学校の教育目標に照らして、十分に満足できる高い学習成績を収めている場合

(2) 社会的養護が必要な生徒（児童養護施設や里親などの下で生活している生徒）で、以下の基準に該当する方

- ①平成29年度に国公私立の大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校に進学する場合

- ②学力・資質基準：以下のいずれかに該当するとして、高等学校等の校長から推薦を受けられる場合
 - ・特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
 - ・大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

給付額

○月額4万円

○社会的養護が必要な生徒は、入学金相当額として24万円を追加給付

※社会的養護が必要な方で、国公立に通う場合の給付月額は3万円（国立で授業料免除を受けた場合は減額となる予定）

※毎年度、学業の状況を確認したうえで給付が確定

申請の手続き

○高等学校等での在学中に申請の手続は必要ありません。

○大学等への進学後、進学先の学校を通じて申請することを予定しています。

○申請の際には、高等学校等からの推薦書及び成績表の提出を求めることを予定しています。

その他

○その他、不明な点がある場合には、日本学生支援機構のホームページ(<http://www.jasso.go.jp/>)をご確認ください。

生徒配布用

平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するQ&A
(学校関係者用)

問 非課税世帯の生徒の成績基準として示されている「各学校の教育目標に照らして、十分に満足できる高い学習成績を収めている場合」とは、具体的にはどういう内容ですか。

答 平成29年度予算政府案では、平成29年度進学者に係る基準として、調査書に記入される学校成績概評が「A」に該当する場合を想定しています。

問 社会的養護を必要とする者とは具体的にはどのような施設にいる生徒のことですか。

答 児童福祉法に基づく「児童養護施設」、「自立援助ホーム」、「児童自立支援施設」又は「情緒障害児短期治療施設」に入所している者及び「里親」又は「小規模住居型児童養育事業を行う者(いわゆるファミリーホーム)」の下で養育されている者を想定しています。なお、大学等への進学後に上記施設を退所する者や里親やファミリーホームでの養育から外れる者も対象とする予定です。

問 社会的養護を必要とする者の成績基準は具体的にはどういう内容ですか。

答 平成29年度予算政府案では、平成29年度進学者に係る基準として、調査書に記入される学校成績概評での基準は特段設けない予定です。大学等への進学後に提出を依頼する高校等の校長からの推薦書において、大学等での学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を修める見込みがあると校長が認める者であれば、基準を満たした者として取り扱われます。

高等教育進学サポートプラン

～一億総活躍社会実現のための奨学金事業の大幅拡充～

趣旨

- ①意欲と能力ある若者が経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、進学を後押しします。
- ②誰もが安心して返還できるよう、支援を充実します。
- ③安心して奨学金を利用するための情報提供と相談体制を充実します。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

給付型奨学金の創設(H29～先行実施)

対象：非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たす学生

◆ 在籍する高校長による推薦

(H29は私立・自宅外生と児童養護施設退所者等のみを対象)

◆ 給付額：月額2～4万円(国公私別や通学形態による)

入学時の負担をサポート

◆ 日本学生支援機構(JASSO)「給付型奨学金」(給付)

◆ 児童養護施設退所者等に対し、一時金として24万円を給付

◆ JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」(無利子)

◆ 都道府県社企団議会「生活福祉資金貸付」(無利子)

◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(無利子)

◆ 低所得世帯は、無利子奨学金の成績基準を実質的に撤廃

◆ 従来の要件(評定平均値3.5以上)を満たさなくても借りられます。

◆ 貸与基準を満たす希望者全員が無利子奨学金を借りられるよう、事業

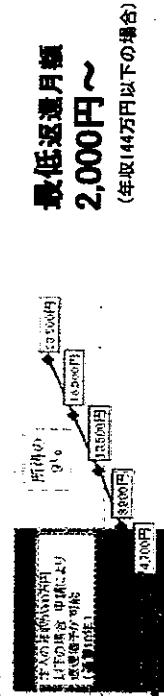
規模を大幅に拡充します。

安心の返還プラン！～負担軽減策の大幅拡充～

新

新たに所得運動返還型奨学金制度の導入

◆ 返還月額が卒業後の所得に運動する「所得運動返還型奨学金制度」を導入します(H29新規貸与者より)。



◆ 低所得者向け減額返還制度の拡充

◆ 返還が困難な方は、最長10年間、返還月額を1/2に減額します。

◆ さらに減額幅を大きくする制度改正も検討中です。

◆ 有利子奨学金の貸与利率の下限引き下げ

◆ (従来) 下限0.1% → (見直し後) 0.01%

◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすくし、返還利子負担を軽減します。

◆ 事情により返還できない場合は、奨学金の返還期限を先延ばしにできる

◆ 「返還期限猶予制度」もあります。

◆ 「スカラシップ・アドバイザー(仮称)」の養成・認定・派遣／相談窓口の設置

◆ 学生や保護者が奨学金を正しく理解し、安心して利用できるよう、高校等に「スカラシップ・アドバイザー(仮称)」を新設

◆ 分かりやすい資料の作成・配付や相談窓口の設置、制度の周知ときめ細かな学生サポートを行います。

翌
2

高等教育進学ポートプラン

～一億総活躍社会実現のための奨学金事業の大幅拡充～

平成30年度に大学等への進学を予定している皆さんは、以下の制度が利用できます。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

低所得世帯対象に、給付型奨学金の制度が創設されます

- ◆ 対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件を満たす学生。
- ◆ 在籍する高校長による推薦

※推薦基準等の詳細は、後日JASSOからお知らせいたします。

- ◆ 給付額：月額2万円（国立・自宅）

- ◆ 3万円（国立・自宅外／私立・自宅）

- ◆ 4万円（私立・自宅外）

- ◆ 児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

- ◆ 給付規模：進学者2万人

給付の開始は進学後になります。入学手続き時の必要資金には、下記の仕組みを活用できます。

- ・JASSO「入学時特別増額賞与奨学金」（有利子）
- ・都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」（無利子）
- ・都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」（無利子）

低所得世帯対象に、H29入学者から

無利子奨学金の成績基準が撤廃されます

- ◆ 従来、評定平均値3.5以上を要件としていた無利子奨学金の成績基準を、低所得世帯の学生について実質的に撤廃。必要とするすべての学生が受給可能となります。

賃与基準を満たす全ての希望者が、無利子奨学金を借りられます。

- ◆ 従来は、賃与基準を満たしていないても無利子奨学金を借りられない場合がありましたが、新規貸与人員を増やし、全ての希望者が借りられるようになります。

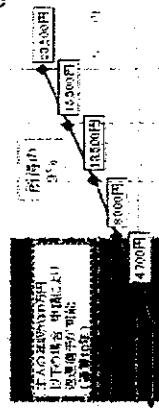
安心の返還プラン！～負担額減額の大幅拡充～

無利子奨学金を借りる方には、H29入学者から、
所得運動返還型の制度が始まります

◆ 返還月額が卒業後の所得に運動する「所得運動返還型奨学金制度」を選択することができます。

卒業後の返還月額は、例えば月額5.4万円（※）借りた場合、
従来の14,400円が → 最低2,000円からになります。
(注：年収144万円以下の場合)

（※）私立・自宅生の場合
機関保証料率（現行0.693%）の
引き下げも検討中です。



低所得者向け減額返還制度の拡充

◆ 返還が困難な方は、最長10年間、返還月額を1/2に減額します。

◆ さらに減額幅を大きくする制度改正も検討中です。

有利子奨学金を借りる方には、

貸与利率の下限が引き下げられます。

◆ （従来）下限0.1% → （見直し後）0.01%

◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすくし、返還利子負担を軽減します。

大学等進学を後押しする国の政策パッケージ

入学時から卒業後に渡るきめ細かい支援により、誰もが安心して大学等で学べる環境をつくります。



- ◆日本学生支援機構
「給付型奨学金」【給付】
 - ・対象：児童養護施設退所者等
 - ・金額：24万円
- ◆日本学生支援機構
「入学時特別増額貸与奨学金」【有利子】
 - ・対象：低所得世帯
 - ・金額：10/20/30/40/50万円より選択
- ◆都道府県社会福祉協議会
「生活福祉資金(教育支援資金)貸付
(就学支度費)」【無利子】
 - ・対象：非課税世帯相当
 - ・金額：入学金相当(50万円以内)
- ◎問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等
- ◆都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金
(就学支度資金)」【無利子】
 - ・対象：母子・父子家庭等
 - ・金額：入学に際し必要な経費(37~59万円以内)
- ◎問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の
福祉担当部局

- ◆日本学生支援機構
「第一種(無利子)奨学金」
 - ⇒卒業後の本人の所得に連動して返還月額を設定する「所得連動返還型」を利用可
- ◆日本学生支援機構
「第一種(無利子)奨学金」
 - ・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
 - ・金額：月額3~6.4万円
- ◆日本学生支援機構
「第二種(有利子)奨学金」
 - ⇒返還利率は国の財投資金借入金利に連動して変動(下限0.01%~上限3%)。利率固定方式と利率見直し方式のいずれかを選択可能。
- ◆日本学生支援機構
「第一種、第二種奨学金」(共通)
 - ⇒減額返還制度(最長10年間、返還月額を1/2 (ii)、返還期限猶予制度(最長10年間、経済困難等の事由による)によるセーフティネットあり。*

- ◆日本学生支援機構
「返還月額：本人所得の99%」
 - * 平成29年度新規貸与者より適用
- ◆日本学生支援機構
「第二種(有利子)奨学金」
 - ⇒返還月額(最低月額2,000円)
- ◆日本学生支援機構
「第一種(無利子)奨学金」
 - ・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
 - ・金額：月額3~6.4万円
- ◆日本学生支援機構
「第二種(有利子)奨学金」
 - ・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
 - ・金額：月額3~12万円(選択可)
- ◆日本学生支援機構
「国立大学・私立大学の授業料減免」
 - ・対象：低所得世帯等(各大学により異なる)
 - ・人数：国立6.1万人、私立5.8万人(H29予算案)
- ◆都道府県等「生活福祉資金貸付金
(就学支度費)」【無利子】
 - ・対象：母子父子家庭等
 - ・金額：各大学の授業料等の全額/半額相当
- ◆都道府県社会福祉協議会
「生活福祉資金貸付(教育支援資金)」【無利子】
 - ・対象：同左
 - ・金額：月額最大9,75万円、大学の場合(機構の奨学金優先。不足する場合のみ上乗せ利用可。)
- ◆都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金
(修学資金)」【無利子】
 - ・対象：同左
 - ・金額：月額6,75~9,6万円以内

◇上記のほか、地方公共団体が行う地方定着促進のための無利子奖学金返還免除の仕組みがある。平成28年12月現在18道府県等で実施。(詳細は以下のURLを参照)
【日本学生支援機構ウェブサイト】
<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/chiloshi/en/sosei/index.html>

◇これらその他、大学等に進学する児童養護施設退所者等を対象とする自立支援資金貸付制度(生活費、家賃支援等)がある。